

## 2020/2021 年度香港財政予算案及び今後の見通し

### 概況

2020年2月26日、香港特別行政区政府の立法議会にて、財務長官の陳茂波（ポール・チャン）にとって4度目となる2020/2021年度の香港財政予算案が発表された。

昨年の米中貿易摩擦において、米中両国は相互の商品に数千億ドル相当の追加関税を課したことにより、世界の経済環境に大きな影響を与えた。さらに、香港では一連の社会事件の影響で、インバウンド観光ならび消費活動に大きな打撃を与えられ、香港経済は悪化、GDPの実質成長率は2019年全体でマイナス1.2%を記録し、過去10年間で初の前年比マイナス成長となった。こういった社会不安は、小売、飲食、ホテルなどの労働集約型産業に直接的な打撃をもたらし、その結果、季節調整値の失業率が2.8%から3.4%に上昇するという明らかな影響を示した。加えて、アフリカ豚コレラの発生により、新鮮な豚肉の供給が減少し、豚肉の価格が急上昇し、インフレ率が2018年の2.6%から2019年の3.0%に大幅に上昇した。

さらに、新型コロナウイルス肺炎の発生により、観光客の数が大幅に減少し、香港市民の購買意欲にも大きく影響した。それにより、香港のインバウンド観光及び消費活動にさらなる打撃を与え、このウイルスの流行が、香港の経済環境に未曾有の打撃を与えることは明らかである。

2019/2020年度の予算赤字は378億香港ドルに上り、これは当初の当年度の推定されていた予算余剰の168億香港ドルから546億香港ドルの減額となった。香港政府が財政赤字を有するのは過去15年間に於いて初めてである。財務長官のブログで述べられているように、政府は引き続き拡張的な財政スタンスを維持、適用し、「景気の刺激、企業への支援、雇用の保護、生活の円滑化」のためにその導入が提案されている主な救済措置は以下の通りである。

### 注目すべきポイント

財政・税務優遇政策案	
1	2019/2020年度の法人税から20,000香港ドルを上限として100%を減額
2	2019/2020年度の個人所得税及びパーソナルアセスメントに対する税金から20,000香港ドルを上限として100%を減額
3	2020/2021年度の各四半期の居住用不動産に対する固定資産税（レート）を1,500香港ドルを上限として免除
4	2020/2021年度の各四半期の非居住用不動産に対するレートを、第1、2四半期において5,000香港ドルずつを上限とし、第3、4四半期において1,500香港ドルずつを上限として免除
5	2020/2021年度の商業登記証費用を免除
6	年次報告書(Annual Return)の登記費用を2年間免除
7	非住宅のユーザーに対し、月額5,000香港ドルを上限として、さらに4ヵ月間月額電気料金の75%をカバーするための補助金を提供
8	非住宅のユーザーに対し、さらに4ヵ月間、水道料金に対し月額20,000香港ドル、汚水処理料金に対し月額12,500香港ドルを上限として、それぞれの料金の75%を免除
9	満18歳以上の香港永久居民に対して一人あたり10,000香港ドルを支給
10	有資格の船舶賃貸者に対して法人税を免除、ならびに有資格の船舶リース管理者に対して法人税の50%を軽減
11	海上保険業者及びその他の適格保険業者に対して法人税の50%を軽減

長期的発展のための政策	
1	クロス・ボーダーの物流、貿易促進のために、エクスプレス・エアカーゴターミナルの拡大、プレミアム物流センターの開発、香港国際空港の航空便センターの再開発
2	上場投資信託（「ETF」）の取引コストの削減と香港のETFマーケットの発展促進のために、ETFのマーケットメイカーによって支払われるETFユニットの作成及び償還する過程で発生する株式譲渡における印紙税の免除

## 外国税額控除に関する法律及び慣行の変更

2019年7月19日、香港税務局（「IRD」）は、香港内国歳入法（「IRO」）の改正により、改訂された実務解釈方針（DIPN）28号—法人税：外国税額控除を発行した。

### 改正前

改正前のIROでは、利益に対して課せられる外国税は控除不可費用として扱われていた代わりに、IROのセクション50に基づき、外国税額控除対象として取り扱われていた。一方で、総所得に課される外国源泉徴収税（利子やロイヤルティなど）は、総所得に対する税金が納税者の出費としてみなされることから、IROのセクション16（1）に基づき、控除可能費用として取り扱われていた。

### 改正後

改正後のIROでは、IRDが所得に対する外国税も利益の処分であるという見解を示したため、セクション16（1）における控除可能な費用としての取り扱い対象ではなくなった。2018/2019課税年度から、利益に対する外国税及び所得に対する外国源泉徴収税の両方が、控除不可費用として取り扱われることになるため、ともに外国税額控除として申告する必要があるが出てくる。ただし、外国税であっても、セクション16（2J）に記載されている以下の基準を満たす場合においてのみ、IROのセクション16（1）（c）に基づき、控除可能費用として取り扱うことができる。

- (i) 外国税が支払われた領土が香港との間に二重課税協定が結ばれている領土（「DTA 領土」）ではなく、且つIROのセクション50の外国税額控除の申告が適用されている。
- (ii) 外国税が実質的にIROの下で課される税と同じ性質である。
- (iii) セクション15における特定のみなし条項の下、所得または利益が課税対象とみなされる場合で、主に、特定の状況における預金証書、為替手形または規制資本証券の処分/満期による特定の利息収入及び利益が含まれる。

### 改正の影響

要約すると、2018/2019課税年度から、利益に対する外国税及び所得に対する外国源泉徴収税は、控除不可費用として取り扱われるため、支払われた外国税に対しては税額控除を申告する必要がある。非DTA領土で支払われた預金証書や為替手形の処分/満期による利息収入に対する所得税や利益に類似する性質の外国税のみが、IROのセクション16（1）（c）の下で控除可能となり、これは非常に限られた状況において適用可能となる。企業はその事業運営を見直し、外国税額控除に関するこの改正が、自らの税務ポジションにどのように影響するかを確認すべきである。

一方で、利得税や所得税の性質を持たない外国税及び関税、例えば付加価値税（増値税など）、物品サービス税、商品にかかる関税などは、セクション16（1）の下、それらが課税対象利益を生み出す過程で発生した場合には、引き続き控除可能である。

## 中国/香港間の二重課税措置に対する第五議定書

中国本土と香港特別行政区間の所得税に対する二重課税の回避と脱税回避の防止措置に対する第五議定書（「DTA 第五議定書」）が、2019年12月に締結され施行された。

第五議定書では、主に次の2つの領域において変更が加えられる。

- (i) 資格のある教師及び研究者に対する免税措置
- (ii) 経済協力開発機構（「OECD」）により税源侵食及び利益移転（「BEPS」）パッケージ内で、公布された居住者、恒久的施設及び租税条約の濫用条項などの推奨案導入による国際基準への統合

## 教師及び研究者に対する免税措置

第五議定書の新しい条項に基づき、香港または中国本土のいずれかの領土で有資格の教育機関や研究機関に雇用され、もう一方の領土に所在する有資格の教育機関や研究機関などで公共の利益のために教育活動または研究活動に従事している教師及び研究者は、その活動から得られる報酬に対して雇用側の領土で課税対象となる場合、もう一方の領土では3年間税金が免除される。

## BEPS 推奨案の導入

### (1) 第4条 – 居住者

第五議定書導入前は、両締約国・地域にて居所を持つ個人を除く当事者（つまり、法人）は、実質的管理が行われている国・地域のみ居住者としてみなされていたが、第五議定書の導入により相互協議アプローチに置き換えられた。すなわち、当事者の実質的管理場所や設立場所などの要素を考慮し、中国本土及び香港の当局によりケースバイケースで相互協議が行われることになる。したがって、両締約国・地域の当局から当該当事者の居住地に関する同意が得られない場合、DTAによる税制上の優遇措置が受けられないこととなる。

### (2) 第5条 – 恒久的施設

これまでは、ある者が一方の締約国・地域に所在する企業の従属代理人として、締約相手国・地域において当該企業の名義の下、常習的に契約を締結する権限を行使している場合、当該企業は相手国・地域に恒久的施設を有しているとみなされていた。

しかし、第五議定書ではその適用範囲がさらに拡大された。従属代理人が常習的に契約を締結している、もしくは当該企業が重要な変更を加えることなく結ばれている契約の締結の過程において主要な役割を常習的に果たしており、且つこれらの契約が以下に該当する場合、当該企業は従属代理人が活動を行っている締約相手国・地域において恒久的施設を有しているとみなされる。

- (i) 当該企業の名義での契約である。あるいは
- (ii) 当該企業が所有、もしくは使用権を有する財産所有権の譲渡または、使用権の授与に関する契約である。あるいは
- (iii) 当該企業が提供する業務に関する契約である。

つまり、当該者が企業のために活動を行う場合、その活動が行われる場所において企業は恒久的な施設を有するものとみなされる。

さらに、第五議定書において、代理人が従属代理人とみなされる状況がさらに拡大されている。ある個人が、密接に関連する1社以上の企業（複数の関連企業）のために、独占的またはほぼ独占的に代理人として行動しており、複数の企業の代理人であったとしても、当代理人が自動的に独立代理人とみなされるわけではない。この状況において、「密接に関連する」とは、企業全体に対して直接的または間接的な支配力の50%を有することを指している。

### (3) 第13条 – キャピタルゲイン

第五議定書の発布前は、過去3年間において常に会社の資産の50%以上がある一方の国・地域に所在する不動産で構成されている場合、株式譲渡による会社の収益は、所在する国・地域において課税されるものとなっていた。第五議定書により、当課税権が株式に対してのみから株式及びパートナーシップ、信託などのその他実体における権益にへも拡大された。また第五議定書は、不動産に関する制限を「50%以上」から「50%より多い」へと更新した。

#### (4) 第24条(A) – 優遇措置資格

改訂された序文声明に記述されているように、DTA は、脱税または課税回避を目的とする非課税または減税となる機会を創出するものではない。したがって、もともと利息、ロイヤリティ、配当金、キャピタルゲインに適用されていた主要目的テストが、トリートメントショッピング（条約漁り）または条約の乱用を回避するために、DTA 全体に適用されることとなった。

#### 第五議定書の影響

第五議定書の施行により、DTAにおける優遇措置の利用を主な目的、または主要目的の一つとするような納税者にとっては、主要目的テストの範囲が拡張されたことにより、DTA下の優遇措置が否認されたことになる。

さらに、従属代理人の定義が改訂され、従属代理人の範囲が、自国・地域において密接な関係にある企業に代わり、相手国・地域で独占的またはほぼ独占的に交渉（契約を締結する代わりに）を行っている代理人にまで適用された。そのため、それらの企業は相手国・地域においても恒久的施設を保有していると見なされるリスクが高まったと言える。

相手国・地域の税務当局は、上述の場合において、企業が恒久的施設を保有しているとみなし、この代理人を通じて得られた利益に対して課税する場合がある。しかし、両国・地域の税務当局からこの点に関する解釈や管理に関するガイダンスが発表されていないため、実際にこの変更が実際にどのように運用されるかどうかは不確定である。したがって、クロス・ボーダー事業を展開する企業にとって、既存の事業活動を見直し、第五議定書によって香港と中国本土企業の税務ポジションにどのように影響が及ぼされるかを確認する必要があると考えられる。

上記の事項についてさらに弊社の専門的なアドバイスが必要な場合は、(852) 2850-8990までお問い合わせください。

ホームページ: [www.aoba.com.hk](http://www.aoba.com.hk)

香港オフィス: Room 301, 3/F, Sun Hung Kai Centre, 30 Harbour Road, Wanchai, Hong Kong  
Tel: (852) 2850 8990 Fax: (852) 2850 7151

広州オフィス: Unit B, 12/F, Goldsun Building, No.109 Tiyuxi Road, Tianhe District, Guangzhou, China  
Tel: (86) 20-3878 5115 Fax: (86) 20-3878 5337

北京オフィス: Room 605, 6/F, East Ocean Centre, No. 24 Jian Guo Men Wai Street, Chao Yang District, Beijing, China  
Tel: (86) 10-6522 8158 Fax: (86) 10-6512 7168

*This article describes only our general observations of the laws and regulations recently issued. All information contained in this article is provided for reference only. The release of this article does not surmount to the provision of professional advice or services. We make no guarantee as to the accuracy or completeness of such information. Readers should consult with their professional advisors before making use of the content. We accept no liability for any loss arising from the use of, or reliance upon, the content of this article.*

## 【個人所得税および法人税予算案変更点概要】

(付録)

種類	項目	2019/2020 年度 (HK\$)	2020/2021 年度 (HK\$) (予算案)
<b>法人税</b>			
税率	法人*	16.5%**	16.5%**
	非法人*	15%	15%
<b>個人所得税</b>			
税率	標準税率*	15%	15%
	累進税率*	0 – 50,000 @ 2% 50,001 – 100,000 @ 6% 100,001– 150,000 @ 10% 150,001– 200,000 @ 14% 200,001 以上 @ 17%	0 – 50,000 @ 2% 50,001 – 100,000 @ 6% 100,001– 150,000 @ 10% 150,001– 200,000 @ 14% 200,001 以上 @ 17%
控除	住宅ローン利息控除	上限 100,000/年まで 20 年間	上限 100,000/年まで 20 年間
	高齢者介護控除	100,000 まで	100,000 まで
	自主学習費用	100,000 まで	100,000 まで
	MPF 個人積立金	18,000 まで	18,000 まで
	MPF 個人による任意積立金	60,000 まで	60,000 まで
免税額	基礎控除		
	- 独身	132,000	132,000
	- 既婚者	264,000	264,000
	- 母子/父子家庭	132,000	132,000
	追加控除		
	- 子女扶養 (9 名まで)		
	年度中出生子女	240,000	240,000
	前年度まで出生子女	120,000	120,000
	-父母、祖父母扶養		
	60 歳以上: 基礎	50,000	50,000
	60 歳以上: 追加 (同居の場合)	50,000	50,000
	55 歳から 59 歳まで: 基礎	25,000	25,000
	55 歳から 59 歳まで: 追加 (同居の場合)	25,000	25,000
-兄弟姉妹扶養	37,500	37,500	
-障がい者扶養	75,000	75,000	

\* 2019/2020 年度は、法人税、個人所得税、パーソナルアセスメントに対する税金を、上限 HK\$20,000 とし、100%減額される。これは最終納税額から差し引かれる。

\*\* 課税対象利益の内最初の HK\$200 万までは適用税率が 8.25%となる。ただし、香港にグループ会社が存在する場合、グループにつき 1 社のみが適用可能となる。